

事 務 連 絡
令和6年9月19日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

災害時等における日本版ライドシェアのバージョンアップについて

標記について、自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありましたので、了知
願います。

事 務 連 絡
令 和 6 年 9 月 11 日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

災害時等における日本版ライドシェアのバージョンアップについて

標記について、令和6年9月10日付けで物流・自動車局旅客課長及び貨物流通事業課長より以下のとおり事務連絡があったので了知されたい。

記

- ①災害対応時における自家用車活用事業の活用について
- ②配車アプリを使用しない自家用車活用事業の導入について
- ③自家用車活用事業における貨客混載に関する取扱いについて
- ④自家用車活用事業による協議運賃の取扱いについて

以上

事務連絡

令和6年9月10日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

災害対応時における自家用車活用事業の活用について

災害発生時及び復旧過程において、一時的に個別輸送の需要が増加した場合、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用などにより対応が図られているが、タクシーの営業区域外旅客運送制度を活用してもなお、タクシーが不足し、輸送ニーズへの対応が困難となることが想定される。

そのような状況において、タクシーを補完し、被災地における災害関連輸送サービスを確保するため、自家用車活用事業による地域の一般ドライバーを活用した輸送を行うことを可能とする。

本事務連絡では、このような状況における自家用車活用事業の取扱いについて、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

記

1. 自家用車活用事業の活用が可能なケース

地震や台風等の災害発生時又は被災からの復旧過程で、一時的に個別輸送需要の増加が見込まれる場合において、地方公共団体や復旧・復興関係の移動ニーズを有する者から運送区域を管轄する運輸局等（運輸支局等を経由することも可とする。）に、下記事項を記載した要請書が提出され、運輸局等が必要と判断した場合、運輸局等が定めた期間において自家用車活用事業の活用を可能とする。

【要請書に記載する事項】

- ①自家用車活用事業の活用が必要な期間・時間帯
- ②必要な車両数
- ③運送が必要な区域
- ④自家用車活用事業の活用が必要な理由

2. 手続

要請を受けた運輸局等は、必要に応じ本省等と調整の上、管轄区域内のタクシー事業者団体に対し、自家用車活用事業の活用が可能である旨通知することとする。

なお、自家用車活用事業はタクシー事業を補完する制度であることに鑑み、当該地域内のタクシー車両による輸送ニーズへの対応が困難な状況が見込まれることを前提とするとともに、運行管理上の観点から、運行する区域を営業区域とするタクシー事業者が優先的に対応するよう努めることとする。

また、地域内でのサービスの完結が困難な場合は、道路運送法第20条第1号を準用し、被災した営業区域外のタクシー事業者による自家用車活用事業の活用も可能とする。

3. 対象地域

全国

4. 運賃設定

事前確定運賃により難しい場合には、自家用車活用事業の実施主体であるタクシー事業者の時間制運賃を適用することを可能とする。複数の目的地を経由する場合、運行前に運行の発地、着地及び経由地を記載した運行計画書を作成し、自家用車ドライバーに対して発行するとともに、運転に専念できるよう、運行開始前に地図アプリ等に目的地を入力することとする。

なお、キャッシュレス決済に加え、現金による運賃及び料金の支払いも可能である。

5. 車両への表示

自家用車活用事業の用に供する車両である旨の表示に加え、「自家用車活用事業（災害関連輸送）」と表示することとする。

6. 実施状況の報告

災害時対応を行ったタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）に基づき自家用車の活用状況について記録するとともに、以下の項目について毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告することとする。

- ・自家用車の使用車両数
- ・自家用車の実車回数
- ・輸送人員

事務連絡
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

配車アプリを使用しない自家用車活用事業の導入について

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）は、運送の引受け時に発地及び着地が確定している運送であることが必要なほか、事前確定運賃に準じた運賃・料金であることが必要なため、これまで、配車アプリを使用した日本版ライドシェアが展開されてきた。

他方、十分に配車アプリが普及していない地域においても、タクシー不足を補完して「移動の足」を確保していくため、タクシー事業者や自治体から日本版ライドシェアに取り組む意向が示されているところである。

このため、配車アプリを使用しない日本版ライドシェアの導入に当たっての具体的な手順等について、下記のとおり明らかにする。また、別添のとおり、ガイドラインも作成したので、管内のタクシー事業者に周知されたい。

記

1. 配車依頼への対応について

- (1) 利用者から配車アプリ以外の手段で配車依頼があった場合において、日本版ライドシェアによる運送サービスを提供する際には、タクシー事業者は、利用者から事前に承諾を得ること。
- (2) タクシー事業者は、利用者から乗車地点及び降車地点を聞き取ったうえで、電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、合理的なルート（最短距離のルート等）及び運賃・料金を提示し、利用者の同意を得ること。
- (3) 運賃・料金については、電子地図を用いて算出したルートの距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数（係数が定められていない営業区域については、人口規模別のみなし係数）を乗じて算出すること（1円単位を四捨五入して算定するものであること。ただし、100m単位の表示となる地図を使用する場合は、100m単位で判断すること）。
- (4) 各種割増及び割引を適用すること。ただし、通常時間帯と割増時間帯をまたぐ可能性のある場合においては、配車時にそれぞれの時間帯の比率を確定し、割

増時間帯に割増運賃を適用できることとする。

- (5) 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用すること。
- (6) 運送途中で利用者の都合によって走行予定ルートや目的地を変更する場合は、自家用ドライバーは営業所に連絡し、変更地点を経由地として、新しい目的地までの距離を算出し、その総距離に応じて運賃を算出すること。
- (7) 利用者による対価の支払いは、現金でも可能である。

2. 利用者への伝達について

配車依頼を受けたタクシー事業者は、上掲1.(2)の利用者の同意を得た後に、同利用者に対して、乗車地点に到着する車両の詳細(自動車登録番号等)及び到着までの所要時間を伝えること。

3. 自家用車ドライバーへの伝達について

- (1) タクシー事業者は自家用車ドライバーに対して、配車可能な状態か確認するため、利用者の乗車地点及び降車地点を伝えること。
- (2) 自家用車ドライバーへの配車指示に当たっては、ルート、事前確定運賃額及び支払い方法を伝達すること。

※その際、自家用車ドライバーは、可能な限り1.(2)のルート決定に使用した地図アプリと同じものを活用して運行を行うことが望ましい。

※運送の終了後には必ず運行管理者に運行が終了した旨報告するとともに、現金払いの場合については売上金をタクシー事業者に引渡すこと。

別添

配車アプリを使わない 日本版ライドシェアの導入ガイドライン

国土交通省
物流・自動車局

1. 配車依頼への対応



①ルート決定



②運賃額算出



2. 旅客への伝達



3. ドライバーへの伝達

①ルート決定



電話受信

今から●●から▲▲まで
タクシーに乗りたいのですが。

タクシーが出払っているので、日本版
ライドシェアでもいいですか。

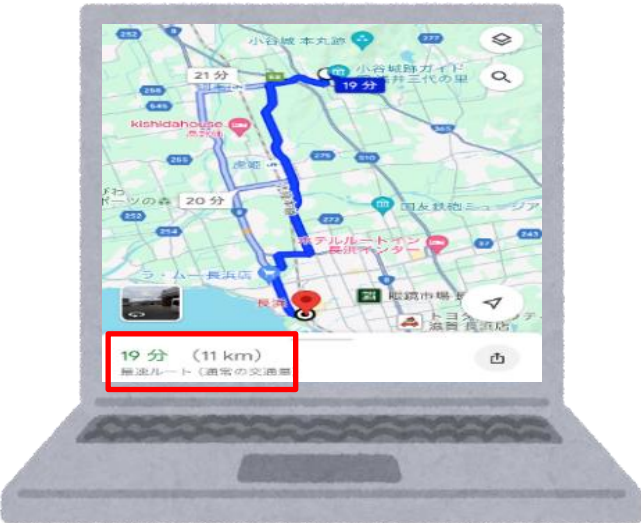


地図アプリで発着地を入力



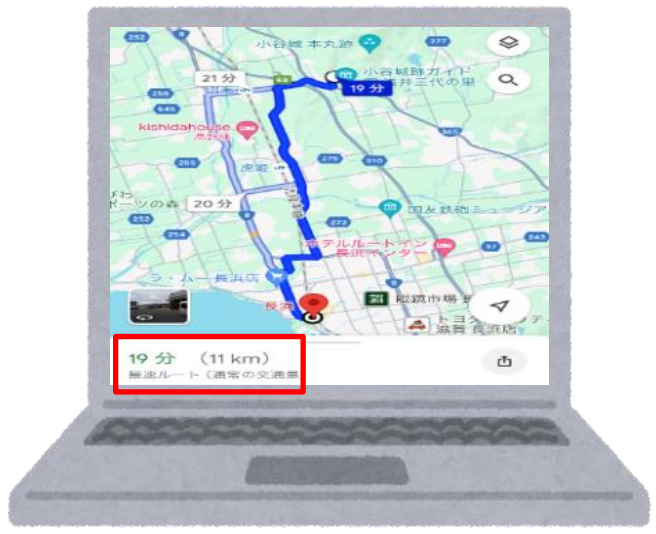
ルートの確認

最短ルートでのご案内よろしいでしょうか。



②運賃額算出

決定したルートとの距離



営業区域ごとの係数

※係数の設定のない営業区域は以下を活用

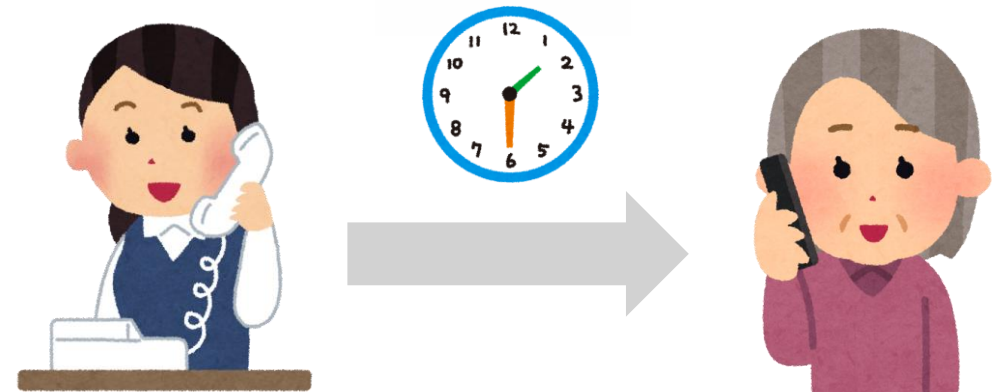
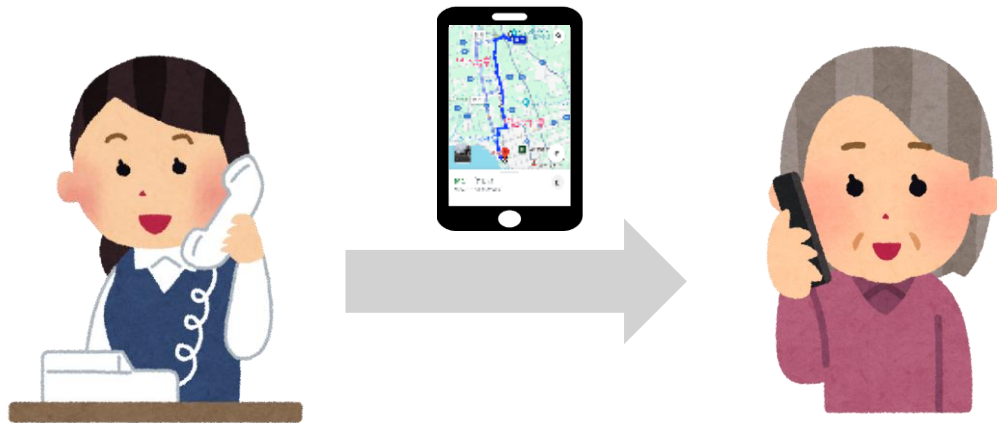
人口規模	係数
人口100万人以上	1.20
人口100万人未満	1.16
人口50万人未満	1.15
人口20万人未満	1.13

適用例



現金支払いも可

$$\begin{array}{l} \text{距離制運賃} \\ \text{3,000円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{時間距離併用係数} \\ \text{1.15} \end{array} = \begin{array}{l} \text{事前確定運賃額} \\ \text{3,450円} \end{array}$$



運行ルート・運賃額の確認

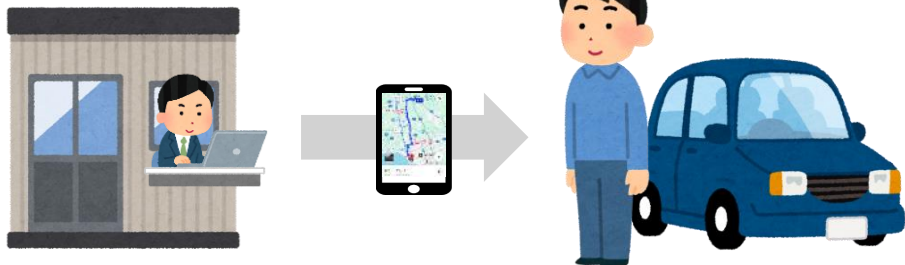
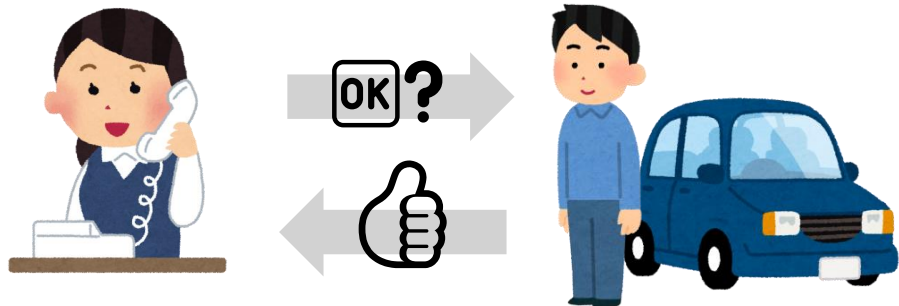
運行ルートと事前確定運賃で算出された運賃額を提示し、問題ないか確認する。



到着車両の詳細

到着する車両の詳細(車両番号等)及び到着までの所要時間を伝える(※)。

※空車状態(シフトに入っており、運送サービス提供中ではない状態)にある自家用車ドライバーがいない場合、登録ドライバーに配車可能かの確認を行うことも可能。



配車可能確認

- ✓ ○○市○○町付近に△分後配車可能ですか。
- ※登録しているドライバーに広く呼びかける段階では、個人情報の観点から発着地の詳細な住所(○○番地)までは言わない。



配車指示

- ✓ ルート(合理的であること/有料道路の使用有無)
- ✓ 事前確定運賃の金額及び支払い方法を伝える。

※自家用車ドライバーは、可能な限り1. ①のルート決定に使用する地図アプリを活用して運行を行うことが望ましい。



運送サービス提供



運送サービス提供後

売上金は、管理タクシー事業者に引渡す。

事 務 連 絡
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長
貨物流通事業課長

自家用車活用事業における貨客混載に関する取扱いについて

標記について、関連通達（「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）及び「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付け国自貨第91号））を下記のとおり整理し、自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）において貨客混載制度を活用することができることを明確化したので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- 1 「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）により、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者は、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することができる。
- 2 日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得した場合に、同事業者において実施する日本版ライドシェアに使用する自家用車について、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付け国自貨第91号）に基づく有償運送の許可を取得することで、同車両を貨物の運送に使用することができる。

- 3 1、2より、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することに加え、有償運送の許可を受けた場合には、当該日本版ライドシェアを実施できる地域・時期・時間帯において、当該日本版ライドシェアの用に供する車両に関して、貨客混載制度を活用することが可能である。

事 務 連 絡
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業による協議運賃の取扱いについて

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）において、協議運賃制度を活用することができることについて、下記整理により、明確化したので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

- （１）道路運送法第九条の三第三項に準ずること。
- （２）タクシーの協議運賃及び料金が導入されている地域に限る。
- （３）適用する際には、事前に運賃額を確定すること。